

## 先進医療特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に先進医療を受けた場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

疾病入院保険金日額(*1)	×	先進医療の技術に係る費用に対応する別表に規定する倍率	=	保険金の額
---------------	---	----------------------------	---	-------

(\*1) 保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。

### 第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、医療補償基本特約第4条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。

### 第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
先進医療	公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。

### 第5条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が先進医療を受けた時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、医療補償基本特約第10条（保険金の請求）(3)⑤の表のイ.の次に、ウ.として、次のとおり追加して適用します。

ウ. 先進医療の技術に係る費用を支払ったことを示す領収証
------------------------------

### 第6条（医療補償基本特約の読み替え）

この特約については、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の(*2)	この医療補償基本特約	この特約
②	第7条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定

### 第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

<別表> 第2条（この特約の補償内容）の先進医療

先進医療の技術に係る費用	倍率
～10万円以下	10
10万円超～20万円以下	20
20万円超～30万円以下	30
30万円超～40万円以下	40
40万円超～50万円以下	50
50万円超～60万円以下	60
60万円超～70万円以下	70
70万円超～80万円以下	80
80万円超～90万円以下	90
90万円超～100万円以下	100
100万円超～120万円以下	110
120万円超～140万円以下	130
140万円超～160万円以下	150
160万円超～180万円以下	170
180万円超～200万円以下	190
200万円超～250万円以下	210
250万円超～300万円以下	260
300万円超～350万円以下	310
350万円超～400万円以下	360
400万円超～450万円以下	410
450万円超～500万円以下	460
500万円超～550万円以下	510
550万円超～600万円以下	560
600万円超～	610